



令和3年1月 22日

無料電話相談ダイヤル「社労士110番」 の相談対応を拡充します！

本年1月7日、2度目の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が政府より発出されたことを受け、東京都社会保険労務士会（会長 寺田 晃）では、雇用調整局面における賃金減額などの労働条件の不利益変更や退職勧奨、雇止め、整理解雇などの労務トラブルや事業における労務管理、この他雇用調整助成金など幅広い相談に対応するため、無料電話相談ダイヤル「社労士110番」を令和3年1月25日から令和3年3月31日までの間、相談日と相談員数の拡充を図り対応することといたします。

また、この「社労士110番」では、時間外労働の上限規制や有休休暇の義務化などに関するご相談もお受けしております。この機会に是非ご活用ください。

無料電話相談ダイヤル「社労士110番」

●相談日時 毎週 月曜日・水曜日・金曜日（祝日は除きます。）

午前10時～午後4時

※相談日に「金曜日」を増設し、

各相談日に相談員を増員します！

●相談員 東京都社会保険労務士会 会員

●相談料 無 料（※通話料は相談者にご負担いただきます。）

●相談ダイヤル 03-5289-8844

- その他
- ①相談時間は1回あたり30分を上限とさせていただきます。
 - ②電話が混みあって繋がらない場合もあります。
 - ③電話相談では秘密を厳守いたします。相談者の名前を尋ねず、相談員も名乗りません。
 - ④相談内容はその効用を保証するものではありません。

～本件に対するお問い合わせ先～

東京都社会保険労務士会 業務第一課（苅部・須田）

電話 03-5289-0751 メール gyoumuka1@tokyosr.jp

ホームページ <https://www.tokyosr.jp>

※取材申し込みは上記へお願いします。東京都社会保険労務士会

